

4. 空港施設災害復旧事業の手順

③災害復旧工事 認定申請

発災後、2ヶ月以内

- 地方公共団体の長は、災害復旧事業費の決定を受けるため、「災害復旧工事認定申請」を国土交通大臣あて申請
- 添付書類は、施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図、その他工事の施行に関し必要な図面、他の兼用工作物の管理者が費用の一部を負担する場合は、当該協議書の写し
- 上記申請を受けて、調査員が現地へ派遣され査定を実施

・第二号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日
空港管理者名
国土交通大臣あて
災 害 復 旧 工 事 認 定 申 請 書

_____空港において_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までの_____による災害の災害復旧工事を下記のとおり施行したいから認定せられたく、空港法施行規則第三条第一項の規定により申請します。

施 設 名	申 請 額		決 定 額		設 計 概 要		摘 要
	工 事 費	内 未 成	工 事 費	内 未 成	申 請	決 定	

(備考) (1) 施設ごとの工事費について計算の基礎を明らかにする内訳書を添付すること。
(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4. 空港施設災害復旧事業の手順

④災害認定調査

調査員が財務局の立会のもと、申請のあった全箇所について査定を行い、申請工事箇所の採否を決定

○災害査定前

現地又は机上で査定を行うにあたり、所定の書類及び現地査定の準備を予め実施

- ・ 被災前の原形が確認できる写真、図面等を準備
- ・ 被災の確認が出来ないと採択されない場合があるため、被災写真の準備や被災箇所の清掃、障害物の除去等を実施

○災害査定時

調査員へ所定の書類を提出し、事務所または現場において被害状況、被災原因、復旧工事内容等の説明を実施

- ・ 査定場所は範囲確認のため、必要に応じてポールやカラーコーン、テープで明示
- ・ 現地到着後、図面等により被害状況、申請内容の説明を実施

法面崩壊



護岸の倒壊



○災害査定報告後、実施承認、内定通知、交付申請等の手続きが行われる。

5. お問い合わせ先

ご不明な点ありましたら、遠慮無くお問い合わせください。

～担当者連絡先～

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港計画課 助成係

電話：（代表）03-5253-8111（内線49299）
（直通）03-5253-8717

FAX： 03-5253-1658